

[退職]



国民年金に再度加入の手続きをします。保険料を納めることが困難な人には、「申請免除(全額・半額)制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

フリーター

[就職]



第2号被保険者になるため、国民年金喪失の届け出が必要です。

会社員

[結婚]



専業主婦

夫が厚生年金や共済年金に加入していれば、第3号被保険者となり、保険料を納付する必要はありません。



[再就職]

厚生年金などに加入すれば国民年金喪失の届け出が必要です。



パート勤め
(フルタイム)

[退職]

夫の扶養になった場合は、届け出が必要です。60歳以降の退職では、国民年金の加入は必要ありません。



保険料を納めることができないときは…

所得の減少や失業により保険料を納めることが困難な場合は、保険料の免除制度や猶予制度を利用することができます。

○保険料免除制度

失業や災害などにより、前年の所得が所得基準額以下である場合、全額・半額の保険料が免除されます。いずれも、老後の年金受給資格の判断や年金額の計算にも含まれません。

○若年者納付猶予制度

30歳未満の人で、本人および配偶者の所得が、それぞれ57万円以下(子どもなどの被扶養者がいれば基準額は変わります)のとき、申請して承認されれば保険料の納付が猶予されます。年金受給資格の判断は含まれますが、年金額の計

した。なお、10月以降の納付分については、領収書を添付してください。

ただし、10月以降に初めて国民年金保険料を納めるようになった方は、2月上旬に「控除証明書」が送付されます。

控除証明書の再発行専用ダイヤルは、3月17日(金)まで
☎0570-00-9911(平日の午前9時～午後5時)

算には含まれません。また、保険料を後から納めることができます。

○学生納付特例制度

学生(20歳以上)は一般的に所得がなく、保険料を納めることが困難です。そこで、学生の所得が118万円以下の場合には、申請して承認されれば保険料の納付の必要がなくなります。年金受給資格の判断は含まれますが、年金額の計算には含まれません。